

石川県公報

令和 8 年 1 月 6 日

第 13871 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (厚生政策課) 1
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の辞退の届出 (同) 1
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出 (同) 2
- 生活保護法に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止の届出 (同) 2

- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止の届出 (同) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課) 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (同) 2
- 救急病院の認定 (医療支援課) 3
- 県有財産売払入札公告 (産業政策課) 3
- 県営緊急防災工事計画の変更及び縦覧公告 (農業基盤課) 5

告 示

石川県告示第 1 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和 8 年 1 月 6 日

石川県知事 駆 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
奥谷歯科医院	白山市西米光町チ83番地 4	令和 7 年 11 月 11 日

石川県告示第 2 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和 8 年 1 月 6 日

石川県知事 駆 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
奥谷歯科医院	白山市西米光町チ83番地 4	令和 7 年 11 月 11 日

石川県告示第 3 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、指定医療機関から、次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和 8 年 1 月 6 日

石川県知事 駆 浩

名 称	所 在 地	辞退年月日
医療法人社団蓮井会 蓮井小児科医院	小松市龍助町105	令和 7 年 11 月 28 日

石川県告示第 4 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項の規定により、指定医療機関から、次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和 8 年 1 月 6 日

石川県知事 駆 浩

名 称	所 在 地	辞退年月日
医療法人社団蓮井会 蓮井小児科医院	小松市龍助町105	令和 7 年 11 月 28 日

石川県告示第 5 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和 8 年 1 月 6 日

石川県知事 駆 浩

氏 名(名 称)	所 在 地	廃止年月日
赤池 敬順(赤池接骨院)	羽咋郡宝達志水町上田キ53-1	令和 7 年 11 月 30 日

石川県告示第 6 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和 8 年 1 月 6 日

石川県知事 駆 浩

氏 名(名 称)	所 在 地	廃止年月日
赤池 敬順(赤池接骨院)	羽咋郡宝達志水町上田キ53-1	令和 7 年 11 月 30 日

石川県告示第 7 号

介護保険法(平成 9 年法律第123号)第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和 8 年 1 月 6 日

石川県知事 駆 浩

事業所番号	指定居宅サービス事業者 の 名 称 又 は 氏 名	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービスの種類
1762391629	株式会社メディカルケア	訪問看護ステーションよつ葉 能美 能美市辰口町485-1	令和 8 年 1 月 1 日	訪問看護

石川県告示第 8 号

介護保険法(平成 9 年法律第123号)第53条第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年1月6日

石川県知事 駆

浩

事業所番号	指定介護予防サービス 事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指定 年月日	サービスの種類
1762391629	株式会社メディカルケア	訪問看護ステーションよつ葉 能美 能美市辰口町485-1	令和8年 1月1日	介護予防訪問看護

石川県告示第9号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和8年1月6日

石川県知事 駆

浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人社団金沢宗広病院	金沢市桜町24番30号	令和8年1月1日	令和11年12月31日

公 告

県有財産売入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和8年1月6日

石川県知事 駆

浩

1 一般競争入札に付す物件及び最低売却価格

物件番号	所 在 地 番	財産区分	地目	数量	最低売却価格
1	能美市旭台二丁目5番17	土地	宅地	747.07m ²	10,480,000円

備考 物件番号1は、建物が立地する敷地

建物については、所有者である公益財団法人石川県産業創出支援機構との随意契約

数量 1階建 166.16m ²	構造 鉄骨造合金属メッキ鋼板葺平家建
参考価格 2,508,000円	

問合せ先 公益財団法人石川県産業創出支援機構 サイエンスパークオフィス

石川ハイテク交流センター 電話番号0761-51-0122

2 入札及び開札の日時及び場所

物件番号	入 札 日 時	入 札 場 所	開 札
1	令和8年2月6日(金) 午前10時30分	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁12階 商工労働部会議室	入札後、 即時開札

3 現地説明の日時及び場所

現地説明を希望する者は、希望日の前日までに電話にて申し込むこと。

(1) 申込期間

令和8年1月6日(火)から同月22日(木)までの石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)

第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日午前9時から午後5時まで

(2) 実施期間

令和8年1月6日(火)から同月23日(金)までの県の休日を除く毎日午前11時から午後4時まで

(3) 申込先

石川県商工労働部産業政策課 電話番号076-225-1511

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者以外の者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者以外の者であること。
- (3) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び以下に該当しない者であること。
 - ア 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 事業者であること。ただし個人事業者は含まない。

※ 事業者とは、一定の目的を持ち、反復継続して同種の経済活動をする者。事業規模、業種及び営利性を問わない。非営利法人も対象となりえるが、生産性を概念できる事業(収益事業)を行っている必要がある。

- (5) 自然科学研究所、ソフトウェア業、デザイン業若しくは機械設計業を営む者、又は研究開発、情報処理・提供サービス若しくは商品開発等を行う者であること。

5 入札案内書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

令和8年1月6日(火)から同月23日(金)までの県の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

名 称	住 所	電話番号
石川県商工労働部産業政策課	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1511

6 入札参加申込みの方法

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す県有財産一般競争入札参加申込書及び添付書類を(2)の受領期限までに石川県商工労働部産業政策課まで持参し、又は郵送しなければならない。

(2) 受領期限

令和8年1月23日(金)午後5時(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。)

7 その他

(1) 入札保証金

入札しようとする金額の100分の5以上

(2) 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

最低売却価格(石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格をいう。)以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上

(5) 売買代金の納入

県が発行する納入通知書により、指定の期日(契約締結の日から30日以内)までに納入すること。

(6) 所有权の移転等

所有権の移転は、売買代金が完納された日とし、その日から起算して7日以内に物件の引渡しを行う。

(7) その他の事項

詳細は、入札案内書による。

(8) 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部産業政策課 電話番号076-225-1511

県営緊急防災工事計画の変更及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第19項の規定により、次のとおり県営緊急防災工事計画を変更したので、その関係書類を令和8年1月7日から同年2月5日まで縦覧に供する。

なお、この計画変更については、土地改良法第88条第19項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年1月6日

石川県知事 駆 浩

事業名	地区名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営震災対策農業施設整備事業	若山地区	県営緊急防災工事変更計画書の写し	珠洲市産業振興課

